

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第百七十八号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県春日部市中央六丁目七番地二

三 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業三・四・八号袋陣屋線

四 事業施行期間

令和三年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字八木崎、粕壁三丁目及び中央一丁目地内
ロ 使用の部分

なし